

# 社会福祉法人麗寿会 特別養護老人ホーム ふれあいの麗寿

## 利用料金表《従来型多床室》

(負担割合・1割)

※当施設には、ユニット型個室、従来型多床室、従来型個室の区分があり、それぞれ料金が異なります。

◆当施設の利用に要する費用は、主に①介護サービス費②居住費③食費であり、介護度によりその額が異なります。

令和6年8月1日現在

月額目安は以下の通りとなります。

### ①サービス利用における基本的費用

地域単価:1単位⇒ 10.45 円

	利用者負担段階	単位数(1日)	①介護サービス費(月額)	②居住費(月額)	③食費(月額)	日額	月額計算例(30日で計算)
要介護5	第4段階	871	910	1,050	1,845	3,805	114,150
	第3段階②			430	1,360	2,700	81,000
	第3段階①				650	1,990	59,700
	第2段階			430	390	1,730	51,900
	第1段階			0	300	1,210	36,300
要介護4	第4段階	802	838	1,050	1,845	3,733	111,990
	第3段階②			430	1,360	2,628	78,840
	第3段階①				650	1,918	57,540
	第2段階			430	390	1,658	49,740
	第1段階			0	300	1,138	34,140
要介護3	第4段階	732	765	1,050	1,845	3,660	109,800
	第3段階②			430	1,360	2,555	76,650
	第3段階①				650	1,845	55,350
	第2段階			430	390	1,585	47,550
	第1段階			0	300	1,065	31,950
要介護2	第4段階	659	689	1,050	1,845	3,584	107,520
	第3段階②			430	1,360	2,479	74,370
	第3段階①				650	1,769	53,070
	第2段階			430	390	1,509	45,270
	第1段階			0	300	989	29,670
要介護1	第4段階	589	616	1,050	1,845	3,511	105,330
	第3段階②			430	1,360	2,406	72,180
	第3段階①				650	1,696	50,880
	第2段階			430	390	1,436	43,080
	第1段階			0	300	916	27,480

※ 食費は1食以上提供した場合に日額を計上します。

※ 第1段階～第3段階の軽減適用を受けるには、市町村発行の「介護保険負担限度額認定証」の提示が必要です。

※ 利用料金は法令改正や経済情勢等により変更になることがあります。

### ②入所者に共通して加算される費用(①に加算される1割負担の額)

(30日で計算)

加算項目	内容等	単位数	日額	月額
協力医療機関連携加算	相談・診療体制、緊急入院受入れ、医療連携体制が確保されている	100	-	105
生産性向上推進体制加算	テクノロジーの導入にて生産性向上に努め、成果や評価を検証している	100	-	105
看護体制加算(I)	常勤看護師1名以上配置	6/日	7	189
夜勤職員配置加算	夜勤職員を基準の人員より加配している	22/日	23	690
科学的介護推進体制加算II	個人のADL等の基本的情報を厚労省に提出し、プラン活用している	50	-	53
精神科医療養指導加算	精神科医師による定期的な療養指導を月2回以上実施	5/日	6	157
高齢者施設等感染対策向上加算	感染症発生時に協力医療機関との連携が取れ、研修又は訓練を実施	10	-	11
日常生活継続支援加算II	入所の必要性が高く、重度要介護者や認知症である方を積極的に受け入れている	36/日	38	1129
安全対策体制加算	介護事故に対するリスクマネジメントが適正に行われていること。	20	入所時のみ	21

### ③該当者のみ加算される費用(①に加算される1割負担の額)

加算項目	内容等	単位数	日額	月額
初期加算	入所後30日間算定	30	32	941
外泊時費用	月に6日間まで	246	257	1543(6日間)
療養食加算	療養食の提供(1食6単位)	18	19	565
若年性認知症入所者受入加算	個別の担当者による対応	120	126	3762
在宅・入所相互利用加算	在宅生活が継続できるよう、複数名で計画的に居室利用を行う	40	42	1254

### ④入居者にご負担頂く職員の処遇改善に関わる費用(①②③の合計単位数より算出する加算割合)

介護職員等処遇改善加算	所定単位数(基本サービス費に各加算・減算を加えた総単位数)に14/100を乗じた金額	14.0%
-------------	--	-------

### ⑤その他の料金(①から④以外にかかる費用)

項目	料金	備考
日用品費、健康管理費、理容・美容代、予防接種代、個人クリーニング費、行事食代、個人購入希望品等	実費	業者等の定めた金額
サービス提供記録交付代	10円	白黒コピー1枚当り

※ 外泊・入院時は介護サービス費に代えて外泊時費用を算定します。

※ 外泊・入院時も居住費は発生します。負担限度額認定を受けている場合には月6日までは補給給付が支給されますが、7日目以降は全額自己負担となります。但し、空床の短期入所生活介護の利用に供さない場合で、入所者が希望した場合に限ります。

# 社会福祉法人麗寿会 特別養護老人ホーム ふれあいの麗寿

## 利用料金表《従来型多床室》

(負担割合・2割)

◆当施設の利用に要する費用は、主に①介護サービス費②居住費③食費であり、介護度によりその額が異なります。

月額目安は以下の通りとなります。

### ①サービス利用における基本的費用

地域単価:1単位⇒ 10.45 円

	利用者負担段階	単位数(1日)	①介護サービス費(日額)	②居住費(日額)	③食費(日額)	日額	月額計算例(30日で計算)
要介護5	第4段階	871	1820	1,050	1,845	4,715	141,450
要介護4	第4段階	802	1676	1,050	1,845	4,571	137,130
要介護3	第4段階	732	1530	1,050	1,845	4,425	132,750
要介護2	第4段階	659	1377	1,050	1,845	4,272	128,160
要介護1	第4段階	589	1231	1,050	1,845	4,126	123,780

※ 食費は1食以上提供した場合に日額を計上します。

※ 第1段階～第3段階の軽減適用を受けるには、市町村発行の「介護保険負担限度額認定証」の提示が必要です。

※ 利用料金は法令改正や経済情勢等により変更になることがあります。

※当施設には、ユニット型個室、従来型多床室、従来型個室の区分があり、それぞれ料金が異なります。

令和6年8月1日現在

### ②入所者に共通して加算される費用(①に加算される2割負担の額)

(30日で計算)

加算項目	内容等	単位数	日額	月額
協力医療機関連携加算	相談・診療体制、緊急入院受入れ、医療連携体制が確保されている	100	-	209
生産性向上推進体制加算	テクノロジーの導入にて生産性向上に努め、成果や評価を検証している	100	-	209
看護体制加算(I)	常勤看護師1名以上配置	6/日	13	377
夜勤職員配置加算	夜勤職員を基準の人員より加配している	22/日	46	1380
科学的介護推進体制加算II	個人のADL等の基本的情報を厚労省に提出し、プラン活用している	50	-	105
精神科医療養指導加算	精神科医師による定期的な療養指導を月2回以上実施	5/日	11	314
高齢者施設等感染対策向上加算	感染症発生時に協力医療機関との連携が取れ、研修又は訓練を実施	10	-	21
日常生活継続支援加算II	入所の必要性が高く、重度要介護者や認知症である方を積極的に受け入れている	36/日	76	2258
安全対策体制加算	介護事故に対するリスクマネジメントが適正に行われていること。	20	入所時のみ	42

### ③該当者のみ加算される費用(①に加算される2割負担の額)

加算項目	内容等	単位数	日額	月額
初期加算	入所後30日間算定	30	63	1881
外泊時費用	月に6日間まで	246	514	3085(6日間)
療養食加算	療養食の提供(1食6単位)	18	38	1129
若年性認知症入所者受入加算	個別の担当者による対応	120	251	7524
在宅・入所相互利用加算	在宅生活が続けられるよう、複数名で計画的に居室利用を行う	40	84	2508

### ④入居者にご負担頂く職員の処遇改善に関わる費用(①②③の合計単位数より算出する加算割合)

介護職員等処遇改善加算	所定単位数(基本サービス費に各加算・減算を加えた総単位数)に14/100を乗じた金額	14.0%
-------------	--	-------

### ⑤その他の料金(①から④以外にかかる費用)

項目	料金	備考
日用品費、健康管理費、理容・美容代、予防接種代、個人クリーニング費、行事食代、個人購入希望品等	実費	業者等の定めた金額
サービス提供記録交付代	10円	白黒コピー1枚当たり

※ 外泊・入院時は介護サービス費に代えて外泊時費用を算定します。

※ 外泊・入院時も居住費は発生します。負担限度額認定を受けている場合には月6日までは補足給付が支給されますが、7日目以降は全額自己負担となります。但し、空床の短期入所生活介護の利用に供さない場合で、入所者が希望した場合に限ります。

# 社会福祉法人麗寿会 特別養護老人ホーム ふれあいの麗寿

## 利用料金表《従来型多床室》

(負担割合・3割)

◆当施設の利用に要する費用は、主に①介護サービス費②居住費③食費であり、介護度によりその額が異なります。

月額目安は以下の通りとなります。

### ①サービス利用における基本的費用

地域単価:1単位⇒ 10.45 円

	利用者負担段階	単位数(1日)	①介護サービス費(月額)	②居住費(月額)	③食費(月額)	日額	月額計算例(30日で計算)
要介護5	第4段階	871	2730	1,050	1,845	5,625	168,750
要介護4	第4段階	802	2514	1,050	1,845	5,409	162,270
要介護3	第4段階	732	2295	1,050	1,845	5,190	155,700
要介護2	第4段階	659	2066	1,050	1,845	4,961	148,830
要介護1	第4段階	589	1847	1,050	1,845	4,742	142,260

※ 食費は1食以上提供した場合に日額を計上します。

※ 第1段階～第3段階の軽減適用を受けるには、市町村発行の「介護保険負担限度額認定証」の提示が必要です。

※ 利用料金は法令改正や経済情勢等により変更になることがあります。

※当施設には、ユニット型個室、従来型多床室、従来型個室の区分があり、それぞれ料金が異なります。

令和6年8月1日現在

### ②入所者に共通して加算される費用(①に加算される3割負担の額)

(30日で計算)

加算項目	内容等	単位数	日額	月額
協力医療機関連携加算	相談・診療体制、緊急入院受入れ、医療連携体制が確保されている	100	-	314
生産性向上推進体制加算	テクノロジーの導入にて生産性向上に努め、成果や評価を検証している	100	-	314
看護体制加算(I)	常勤看護師1名以上配置	6/日	19	565
夜勤職員配置加算	夜勤職員を基準の人員より加配している	22/日	69	2070
科学的介護推進体制加算II	個人のADL等の基本的情報を厚労省に提出し、プラン活用している	50	-	157
精神科医療養指導加算	精神科医師による定期的な療養指導を月2回以上実施	5/日	16	471
高齢者施設等感染対策向上加算	感染症発生時に協力医療機関との連携が取れ、研修又は訓練を実施	10	-	32
日常生活継続支援加算II	入所の必要性が高く、重度要介護者や認知症である方を積極的に受け入れている	36/日	113	3386
安全対策体制加算	介護事故に対するリスクマネジメントが適正に行われていること。	20	入所時のみ	63

### ③該当者のみ加算される費用(①に加算される13割負担の額)

加算項目	内容等	単位数	日額	月額
初期加算	入所後30日間算定	30	94	2822
外泊時費用	月に6日間まで	246	771	1543(6日間)
療養食加算	療養食の提供(1食6単位)	18	57	1693
若年性認知症入所者受入加算	個別の担当者による対応	120	377	11286
在宅・入所相互利用加算	在宅生活が継続できるよう、複数名で計画的に居室利用を行う	40	126	3762

### ④入居者にご負担頂く職員の処遇改善に関わる費用(①②③の合計単位数より算出する加算割合)

介護職員等処遇改善加算	所定単位数(基本サービス費に各加算・減算を加えた総単位数)に14/100を乗じた金額	14.0%
-------------	--	-------

### ⑤その他の料金(①から④以外にかかる費用)

項目	料金	備考
日用品費、健康管理費、理容・美容代、予防接種代、個人クリーニング費、行事食代、個人購入希望品等	実費	業者等の定めた金額
サービス提供記録交付代	10円	白黒コピー1枚当たり

※ 外泊・入院時は介護サービス費に代えて外泊時費用を算定します。

※ 外泊・入院時も居住費は発生します。負担限度額認定を受けている場合には月6日までは補給金が支給されますが、7日目以降は全額自己負担となります。但し、空床の短期入所生活介護の利用に供さない場合で、入所者が希望した場合に限ります。